

# 山口市老人福祉館及び山口市山口児童館指定管理者募集要項

山口市老人福祉館及び山口市山口児童館の指定管理者を募集します。

## 1 対象施設の概要（詳細については「仕様書」を参照）

### (1) 名称

山口市老人福祉館及び山口市山口児童館

### (2) 所在地

山口市下壱小路254番地

### (3) 施設の設置目的等

この施設は、山口県工業試験場の移転に伴い、その跡地を利用し、明治維新百年記念事業として高齢者と児童のための複合施設として現在の場所に建設されました。

建物は、向かって右半分が山口市老人福祉館、左半分が山口市山口児童館としての設備を有しています。

山口市老人福祉館は、高齢者に自主的で健全な活動を促進しており、老人クラブ等の活動の場となるとともに、各種教養講座の開催などの施策を進め、地域の高齢者が自由に利用できるよう、高齢者福祉の向上に資しています。

山口市山口児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、また情操を豊かにするため、地域の核となる施設として家庭児童の育成など諸般の施策を講じ、児童福祉を推進しています。

また、館の前庭には屋外施設として児童遊園も設置されており、児童から高齢者まで、多くの地域住民の交流の場となっています。

### (4) 開館時間等

#### ① 山口市老人福祉館

##### ア 開館時間

午前9時から午後10時まで

※ ただし、市長の承認を得て開館時間を変更することができます。

##### イ 休館日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（ただし、こどもの日及び敬老の日を除く。）、1月2日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで

※ ただし、市長の承認を得て休館日を変更し、又は指定することができます。

#### ② 山口市山口児童館

##### ア 開館時間

午前9時から午後10時まで（月曜日は午後1時から午後10時まで）

※ ただし、市長の承認を得て開館時間を変更することができます。

##### イ 休館日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、  
12月29日から翌年1月3日まで

※ ただし、市長の承認を得て休館日を変更し、又は指定することができます。

## **2 指定管理者が行う業務の概要**（詳細については「仕様書」を参照）

### （1）山口市老人福祉館

- ① 山口市老人福祉館の施設及び設備の利用の許可、利用の制限、利用許可の取消し等、原状回復の義務に関すること。
- ② 利用料金の徴収、減免、還付その他利用料金に関すること。
- ③ 山口市老人福祉館の施設及び付属設備の維持及び修繕に関すること。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、山口市老人福祉館設置及び管理条例第3条に規定する事業の運営に関して市長が必要と認めること。

### （2）山口市山口児童館

- ① 山口市山口児童館の施設及び設備の利用の許可、利用の制限、利用許可の取消し等、原状回復の義務に関すること。
- ② 利用料金の徴収、減免、減額、免除、還付その他利用料金に関すること。
- ③ 山口市山口児童館の施設及び付属設備の維持及び修繕に関すること。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、山口市山口児童館設置及び管理条例第3条に規定する事業の運営に関して市長が必要と認めること。

## **3 指定の期間**

平成28年4月1日から平成33年3月31日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

## **4 応募資格**

次の要件を満たす法人その他の団体であること。共同企業体で応募する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が応募資格を有している必要があります。

- （1）市内に事務所又は事業所等を有すること。
- （2）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- （3）地方自治法第92条の2及び第142条並びに第166条の規定に該当しないこと。
- （4）山口市から指名停止措置を受けていないこと。
- （5）市民税、法人税等を滞納していないこと。
- （6）会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。
- （7）労働者災害補償保険に加入していること。
- （8）手形、銀行取引停止処分等の事実、賃金不払い等の事実があるなど、明らかに指定管理者として不適当であると認められる団体でないこと。
- （9）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは

暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

## 5 募集日程

(1) 山口市老人福祉館及び山口市山口児童館の募集要項及び仕様書の配布

- ① 配布期間 平成27年8月3日(月)～平成27年10月2日(金)
- ② 配布場所 山口市健康福祉部 高齢・障がい福祉課 高齢者支援担当(山口総合支所1階)
- ③ その他 募集要項及び仕様書は市のホームページに掲載しています。

(2) 現場説明会の実施

- ① 開催日時 平成27年8月17日(月) 午前10時から
- ② 開催場所 山口市老人福祉館及び山口市山口児童館  
※当日は、午前10時までに現地に集合してください。
- ③ 参加申込方法  
参加を希望される場合は、平成27年8月13日(木)までに参加申込書を山口市健康福祉部高齢・障がい福祉課へ提出してください。(FAX可)  
FAX 083-934-2647
- ④ その他 現地説明会では、質問を受け付けませんので、質問のある場合は下記の要領によりお願いします。

(3) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 平成27年8月19日(水)～平成27年9月8日(火)
- ② 受付方法 質問書に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。  
山口市老人福祉館に関すること(高齢・障がい福祉課)  
FAX 083-934-2647 E-mail korei@city.yamaguchi.lg.jp  
山口市山口児童館に関すること(こども家庭課)  
FAX 083-934-2648 E-mail kodomo@city.yamaguchi.lg.jp

(4) 申請書の受付

- ① 受付期間 平成27年9月17日(木)～平成27年10月2日(金)  
(最終日の、午後5時15分までに必着のこと。)
- ② 提出場所 山口市健康福祉部 高齢・障がい福祉課  
〒753-8650 山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2793
- ③ 提出書類  
ア 指定申請書  
なお、共同企業体で応募する場合は、次の書類も添付してください。
  - ・共同企業体協定書
  - ・委任状  
イ 事業計画書  
ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類

- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本とし、その他の団体は役員名簿（任意様式）
  - オ 法人その他の団体にあっては、市税の滞納のないことを証明する書類
  - カ 事業計画年度の当該施設の管理に関する業務の収支予算書
  - キ 過去に指定管理者の指定を受けたことがある者については、その実績が分かる書類
  - ク 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
  - ケ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く）
  - コ 団体の代表者及び役員全員の本籍地が記載してある住民票（暴力団排除に係る資格審査のため）
  - サ その他市長が必要と認める書類
- ④ 提出部数 正本1部及び副本（正本のコピー）10部
- ※ 各部とも上記③の順に整えて並べ、インデックスを貼ってください。
  - ※ 原則 A4 縦型とし、ファイルに綴じて提出してください。
- ⑤ その他 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。電子メール、FAXでの提出は認めません。郵送の場合には、書留郵便により提出期限までに必着のこと。

## 6 選定方法

指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、各委員が次の選考事項に沿って、それぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理者候補者として選定します。

- (1) 利用者の公平性、平等性の確保（15点）
  - ① 事業内容に偏りがなく、事業の種類や量は適切なものであるか。
- (2) 施設の効用の最大限の発揮（40点）
  - ① 事業実施に関する理念、基本的な考え方は適切なものであるか。
    - ・高齢者の健康と福祉を増進し、老人クラブの育成に寄与する業務内容が提案されているか。
    - ・児童に対する遊びを通じた健全育成や地域の子育て家庭の支援を行い、地域における子育ての拠点となるような業務内容が提案されているか。
  - ② 既存設備や施設の特性・効用を生かした事業展開が可能であるか。
  - ③ 事業運営について、柔軟性を持つことができ、利用者のニーズに応じた対応を実施できる見込みはあるか。
  - ④ 事業内容の中に、一部の利用者や団体に対して不当に利益を制限したり、優遇したりするものがないか。
  - ⑤ 利用者の増加を図るための取り組みが提案されているか。
- (3) 経費の縮減（10点）
  - ① 事業運営は効率性があり、経費は効果的に使用されているか。
- (4) 管理を安定して行う人的、財政的基礎（25点）

- ① 事業実施にあたって、専門性の確保ができるか。
  - ・過去に業務実績があるか。職員体制は充実しているか。
- ② 管理を安定して行う財産的基礎があるか。
- ③ 提案された収支予算書の内容は適格であり、実現可能であるか。
- ④ 利用者の安全を確保するための方策は適切であるか。

#### (5) 市施策への貢献（10点）

- ① 地域の人材や資源を活用した事業展開となっているか。（地域への密着性）
- ② 市の施策やその他公益へ配慮した活動となっているか。

### 7 申請に要する経費

- ① 申請に要する経費は全て申請者の負担とします。
- ② 申請にあたって提出した書類の内容の変更及び差し替えは、軽微な誤りの修正を除き認めません。

### 8 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守れなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たり不相当と認められるもの

### 9 ヒアリング

平成27年10月中旬に実施します。詳しい日程は、後日連絡します。

申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方におかれましては、事業計画内容等の説明をお願いします。

### 10 選定結果

選定委員会による指定管理者候補者の選定結果は、市ホームページで発表します。

なお、指定管理者候補者となった団体については、団体名、代表者名、住所、会社概要を公表するほか、透明性の確保を図る観点から、応募された団体全ての名称を公表し、指定管理者候補者及びその他の団体（A、B、C・・・）について、選定結果の概要（採点結果）等を公表します。

### 11 指定管理者の決定

指定管理者の決定は、平成27年12月山口市議会の議決を経て決定（指定）されます。議会の議決終了後、全ての応募団体に対して文書により決定等の通知を行います。

## 12 情報公開

提出書類について、山口市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開します。ただし、個人情報のほか申請者の経営上の秘密や事業運営上のノウハウ等、公開することにより申請者に不利益を与えるおそれがある情報等が記載されていると判断した場合は、当該情報については公開しません。特に、公開することにより申請者に不利益を与えるおそれがある情報については、申請者の意見を聴いて公開の可否を判断します。

なお、上記に関わらず指定管理者候補者に選定された申請者が提出した事業計画書及び収支予算書については、原則として公開します。

また、毎年度、市に提出される事業報告書についても同様に扱います。

## 13 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) やむを得ない理由により、応募を辞退する場合は、応募辞退届（任意様式）を提出してください。
- (3) 共同企業体の構成員が、当該共同企業体と別に単独で応募することはできません。また、1つの法人その他の団体が複数の共同企業体の構成員となることもできません。
- (4) 収支予算書の作成にあたっての消費税率は、平成28年度分は現行の税率（8%）で作成し、平成29年度分以降については引上げ後の税率（10%）で作成してください。

なお、収入項目の利用料金については、利用料金の総額を現行の税率（8%）で割戻し、引上げ後の税率（10%）を乗じて算出してください。

## 14 その他の特記事項

- (1) 指定管理者は、山口市老人福祉館及び山口市山口児童館に事務所を置く大殿地区社会福祉協議会、山口市老人クラブ連合会より申し出があった場合には、引き続き施設の一部を無償で事務所として使用させることとします。
- (2) 前項に定める事務所使用は、指定管理者の事務に支障のない範囲までとします。

## 15 添付書類

- (1) 指定申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 現場説明会参加申込書
- (5) 質問書
- (6) 山口市老人福祉館指定管理者仕様書
- (7) 山口市山口児童館指定管理者仕様書

※共同企業体として応募する場合は、上記のほか共同企業体協定書、委任状が必要となりますので、下記問い合わせ先まで御連絡ください。

問い合わせ先

山口市老人福祉館に関すること

山口市健康福祉部高齢・障がい福祉課

高齢者支援担当 稲田

電話 083-934-2793

FAX 083-934-2647

E-mail [korei@city.yamaguchi.lg.jp](mailto:korei@city.yamaguchi.lg.jp)

問い合わせ先

山口市山口児童館に関すること

山口市健康福祉部こども家庭課

子育て支援担当 西山

電話 083-934-2797

FAX 083-934-2648

E-mail [kodomo@city.yamaguchi.lg.jp](mailto:kodomo@city.yamaguchi.lg.jp)